

資料編

1 策定経過

計画策定にあたり、広く市民からの意見を聴き、計画に反映させるため「伊達市次世代育成支援地域協議会」において、計画案の審議検討を行いました。

計画策定の基礎データを得るため、就学前、放課後児童クラブ利用児童の保護者を対象に「伊達市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を行いました。

○平成25年度

年 月 日	会議名等	備 考
平成25年10月29日	第1回次世代育成支援地域協議会	支援事業計画について
平成25年11月13日	第2回次世代育成支援地域協議会	ニーズ調査票の内容決定等について
平成25年12月16日 ～ 平成26年1月22日	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	
平成26年3月18日	第3回次世代育成支援地域協議会	ニーズ調査結果の報告等について

○平成26年度

年 月 日	会議名等	備 考
平成26年6月25日	第1回次世代育成支援地域協議会	事業量の見込み・確保方策について
平成26年8月8日	第2回次世代育成支援地域協議会	支援新制度制定に関する条例の制定について
平成26年10月30日	第3回次世代育成支援地域協議会	支援事業計画について
平成27年1月19日 ～ 平成27年2月18日	市民意見の公募 (パブリックコメントの実施)	
平成27年3月20日	第4回次世代育成支援地域協議会	支援事業計画について

2 伊達市次世代育成支援地域協議会

(1) 伊達市次世代育成支援地域協議会設置要綱

伊達市次世代育成支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 伊達市次世代育成支援後期行動計画及びその他児童福祉施策に関する計画（以下「計画」という。）の策定及び推進にあたり、広く市民から意見を聴き、必要となるべき措置について協議するため伊達市次世代育成支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に係る提言に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画策定及び推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、委員に次の掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 労働関係者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 会長は必要に応じ、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部児童家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月21日から施行する。

(2) 委員名簿

	推薦団体等	氏 名	備 考
会 長	保育所（福祉関係）	オオ コシ イク オ夫 大 越 郁 夫	伊達保育所長
副会長	伊達商工会議所	カタ ギリ タカ ヨシ 片 桐 崇 意	伊達商工会議所業務 推進課長
委 員	伊達市民生委員児童委員協議会	ナル ミ マ リ コ 鳴 海 摩里子	主任児童委員
〃	室蘭公共職業安定所	ヤマ シタ カズ ユキ 山 下 和 幸	室蘭公共職業安定所 伊達分室主任
〃	幼稚園（教育関係）	オ グラ タク 小 倉 拓	京王幼稚園理事長
〃	伊達市校長会	サ トウ アキ ヨシ 佐 藤 彰 芳	伊達市校長会事務局 長
〃	伊達市PTA連合会	ツジ ウラ タカ ヒロ 辻 浦 尚 浩	伊達市PTA連合会 副会長
〃	伊達肢体不自由児者父母の会	ホシ カオ リ 星 香 里	
〃	連合北海道伊達地区連合会	サ ノ シン ソウ 佐 野 真 三	連合北海道伊達地区 連合会長
〃	公募（人材バンク）	イワ ハナ ユキ コ 岩 花 幸 子	

3 伊達市子ども・子育て会議

(1) 伊達市子ども・子育て会議条例

伊達市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、伊達市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 子ども・子育て会議は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、子ども・子育て会議の職務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならぬ

い。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成28年3月16日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	推薦団体等	氏 名	備 考
会 長	保育所(福祉関係)	オオ コシ イク オ夫 大 越 郁 夫	伊達保育所長
副会長	伊達商工会議所	ナカ ムラ ケン ソウ蔵 中 村 健 蔵	伊達商工会議所事務局長
委 員	伊達市民生委員児童委員協議会	ナル ミ マリコ 鳴 海 摩里子	主任児童委員
〃	室蘭公共職業安定所	トミ タ ミノル稔 富 田 稔	室蘭公共職業安定所伊達分室主任
〃	幼稚園(教育関係)	オ グラ タク 小 倉 拓	京王幼稚園理事長
〃	伊達市校長会	タチ バナ カズ ミ実 立 花 和 実	伊達市校長会事務局長
〃	伊達市PTA連合会	イケ タ シンギ キ樹 池 田 茂 樹	伊達市PTA連合会副会長
〃	伊達肢体不自由児者父母の会	ホシ カオ リ 星 香 里	
〃	連合北海道伊達地区連合会	サ ノ シン ソウ三 佐 野 真 三	連合北海道伊達地区連合会長
〃	公募(人材バンク)	イワ ハナ ユキ コ子 岩 花 幸 子	

4 用語定義

用語	定義
子ども・子育て 関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
市町村子ども・ 子育て支援事業 計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
幼保連携型認定 こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
子ども・子育て 支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
特定教育・保育 施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）
特定地域型保育 事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下で保育を行う事業。（法第7条） A型 保育所分園、ミニ保育所に近い類型 （定員）6～19人

	<p>(職員配置基準) 保育所基準+ 1名 (資格) 保育士</p> <p>B型 中間型 (定員) 6～19人 (職員配置基準) 保育所基準+ 1名 (資格) 1/2以上保育士 (保育士以外には研修実施)</p> <p>C型 家庭的保育 (グループ型小規模保育) に近い類型 (定員) 6～10人 (職員配置基準) 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合 5:2) (資格) 家庭的保育者</p>
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)</p> <p>※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行う。</p>
地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)